

ハイライト:

- ・源泉所得税の改正事項について解説します。
- ・有期雇用特別措置法が施行されました。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶 1

源泉所得税の
改正事項 1

有期雇用特別措置法
の施行 2

梅雨の晴れ間が恋しい時期となりました。梅雨冷えには体調を崩さないようにしたいものです。

第62号では、源泉所得税の改正、有期雇用特別措置法の施行について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

源泉所得税の改正事項

平成27年度の税制改正のうち、源泉所得税の改正事項についてご紹介いたします。

1) NISA制度の拡充 (^^)

現在、NISA口座(詳細は55号個人編をご覧ください)では、年間100万円までの取得対価の上場株式等を非課税管理勘定に受け入れることができ、口座内で購入した上場株式や株式投資信託の配当金や分配金及びこれらの有価証券の売却益については非課税となります。平成28年分以後については120万円までの上限に拡充されます。

2) ジュニアNISAの創設 (^^)

20歳未満の居住者等について、ジュニアNISAが創設されました。この改正は平成28年1月1日以後に未成年者口座の開設の申し込みがされ、同年4月1日から当該未成年者口座に受け入れる上場株式等について適用されます。

20歳未満とは、各勘定を設定する年の1月1日において20歳未満である者及びその年に出生した者をいいます。年間80万円までの取得対価の上場株式等を非課税管理勘定に受け入れることができ、運用は親権者等が行うこととなります。また、その年の3月31日時点において18歳である年の前年までは払出が制限されます。なお、成人以降は現行NISA口座に移管することも可能です。

区分		設定できる年	非課税期間
未成年者口座	非課税管理勘定	平成28年～平成35年	口座を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間
	継続管理勘定	平成36年～平成40年	継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者が1月1日において20歳である年の前年の12月31日までの期間

3) 非居住者の扶養控除等の適用 (>_<)

平成28年1月1日以後に支払われる給与等に対し、非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を事業主に提示するか、扶養控除等申告書に添付しなければならないこととされました。

親族関係書類とは、戸籍の附票の写しやその親族の旅券の写し等、その非居住者が親族であることを証するものをいい、送金関係書類とは、金融機関の為替取引により親族に支払ったことを明らかにする金融機関の書類や親族が商品を購入したこと及びその購入代金を当該本人から受領したことを証するクレジットカード発行会社の書類をいいます。

よって、外国から来日して働いている方が母国の扶養者について扶養控除等を受ける場合には、上記の手続きが必要になりますので、ご注意ください。

4) 平成26年度以前の改正により平成28年1月1日以後適用されるもの

○給与収入1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされます(詳細は57号個人編をご覧ください)。

○金融所得課税の一体化に関して(詳細は60号個人編をご覧ください)、特定公社債等の課税方式が変更されます。特定公社債、公募公社債投資信託等の利子や売却などによる所得が申告分離課税の対象とされ、これらの所得と上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算、並びに譲渡損失の3年間繰越控除が可能になります。逆に上場株式等と非上場株式等との損益通算や割引債の譲渡損益を他の総合所得と損益通算することができなくなりますので、利用をお考えの場合には、お早めにご検討ください。



有期雇用特別措置法の施行 (>_<)

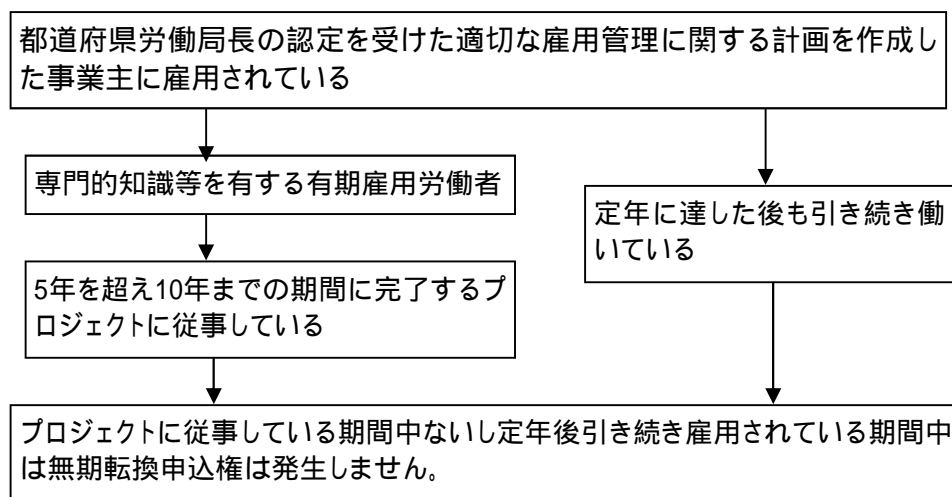
労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されています(詳細は51号個人編をご覧ください)。このルールは、同一の使用者との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換するというものです。但し、平成27年4月1日に有期雇用特別措置法が施行され、都道府県労働局長の認定を受けた雇用管理計画を予め事業主が作成していた場合には、

専門的知識等を有する有期雇用労働者

定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者

について、無期転換ルールが適用されないこととなりました。

専門的知識等を有する有期雇用労働者とは、年収1,075万円以上の医師、弁護士、公認会計士、税理士、一級建築士等の高度専門職に従事する労働者等をいいます。



税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

ホームページもご覧ください

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp